慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	都市近郊村の諸問題 : 武蔵国豊嶋郡角筈村
Sub Title	Some problems on a suburban village : Tsunohazu-mura, Toshima-gun, Musashi-no-kuni
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.199(1)- 236(38)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0001
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市近郊村の諸問題

——武藏國豐嶋郡角筈村——

速水融

一

德川時代の角筈村は、甲州街道最初の宿驛内藤新宿に隣接し、武藏國豐嶋郡に屬する一村落であつた。『新編武藏風土記稿』によりその概觀をみると、「戸數百八、東西十五町、南北八町許、東は内藤新宿、西は幡ケ谷村、南は千駄ケ谷、代々木の二村、北は成子町、淀橋町なり」(註)と記されている。又、文政八年(一八二五)の「村差出明細帳」には「當村之儀ハ、南者甲州道中往還、北者秩父道往還江出張居申候」とあり、その村域は、大體、現在の新宿驛附近から淀橋淨水場、熊野十二社を含む一帶と判斷する事ができる。現在まで吾々の間で採り上げられて來た關東農村が、すべて純農村か又はそれに近い農業生産に主力を置く村々であつたのに反し、角筈村は江戸日本橋から二里、法制上江戸市中との境である四ツ谷大木戸からは僅か十八町であり、更に内藤新宿に隣接していると言う點で都市近郊村としての特質を多く持つている。事實、後述する如く、後期に至ればこの村は農村と言うよりはむしろ都市の一翼として、商業に生計の途を求める「村」に變化してしまう。勿論この變化は極めて徐々たるものであり、同時に又決して圓滑になされたものではない。後に觸れる樣に、そこには種々の問題を生じたのである。

(註) 『新編武藏風土記稿』大日本地誌大系第五卷二百三十五頁。

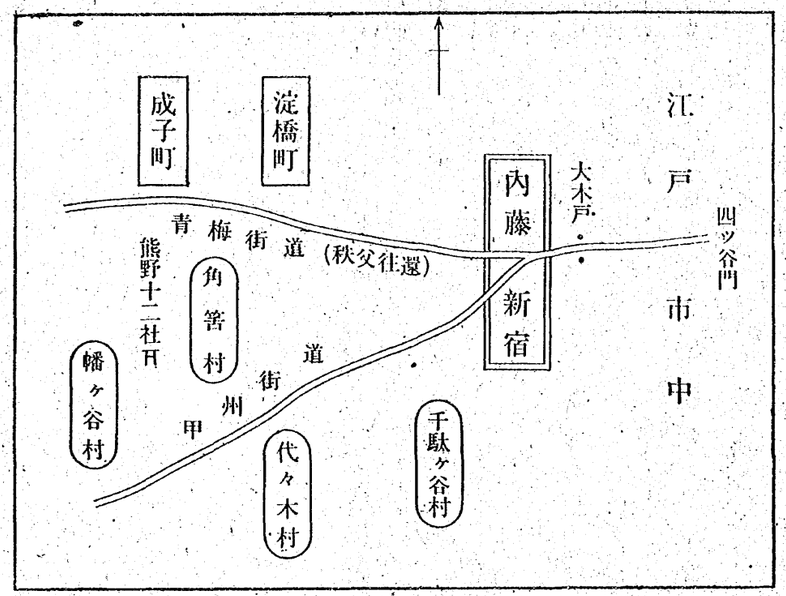

略定想図

さて、この村に關し、殘された史料の種類は、風俗、治安に關するもの、建家、火災に關するもの等、普通の農村史料に見られぬ多彩なものである。是等の史料は社會風俗的には興味深い題材であり、この面から江戸近郊村都市化の側面を窺う事ができるのであろうが、本稿においては問題をこの村の諸產業、農業及び商業の狀態につき、村全體としての動きを捉えてみる事にする。

本論に入る前に若干村の概觀について考察を加えてみよう。

まず支配關係であるが、近世初頭以來天領であつた。しかし、前記文政八年の村明細帳には、私領寺領入會分として、神谷縫殿之助、牛込宗參寺、御簞笥同心衆給地、湯嶋村麟祥院領が夫々若干づゝ、合計四十八石三斗餘が書き上げられている。しかし是等は量的には僅少であり、殆んど問題とするに足りない。

角筈村午之末期

次に貢租である。寛永十九年（一六四二）の「角筈村午之御成ケ可納割付之事」は、完全な形で殘された本村最古の年貢割付狀であるが、これにより當初におけるこの村の年貢負擔をみると、田方合五町四反九畝二十六歩、取米十一石七斗六升七合、畑方合六十三町三反七畝十歩、取永十八貫七百三十文、屋敷一町五反六畝十一歩、取永一貫五百六十四文となつて居り、この外、荏、大豆、野錢が納付されていた。以後延寶二年（一六七四）の檢地に至る迄は、多少の變動は檢見取りの結果當然であつたが、大約この樣な狀態であつた。しかし延寶の檢地により、田畑の面積、石高に相當の變化をみせている。檢地前後の高請地面積及び石高を對照すれば第一表の如くである。

第1表　延寶檢地前後の高請地比較對照表

	延寶元年		延寶2年		同盛石
	畝歩	石	畝歩	石	
上田	89.08		296.01	35.524	12
中田	168.01		127.19	12.763	10
下田	287.28		110.07	8.819	8
下々田			2.08	0.136	6
上々畑			628.11	81.688	13
上畑	700.00		1053.14	115.881	11
中畑	803.06		413.18	37.224	9
下畑	3060.27		313.13	21.940	7
下々畑	1052.25		386.06	19.310	5
林畑			98.18	2.958	3
上萱野			123.12	3.702	3
中萱野			36.17	0.914	2.5
下萱野			69.16	1.390	2
屋敷	103.20		*4861.09	493.329	10
田方小計	545.07	39.646	536.05	57.242	
畑方屋敷計	5770.18	205.411	7968.00	778.334	
合計	6265.25	245.057	8504.05	835.576	

* この中は石盛14の宿屋敷が含まれている。

即ち、この表より檢地による村高の急增は、耕作地たる田畑の檢出によるものではなく、村高の半ば以上を占める屋敷地の急增による事が明らかとなるであろう。むしろ田畑は減少さえしている。こゝで屋敷地とは何かゞ問題となるわけであるが、それが字義通りの意味に解釋すべきでない事は、たとえば後年の土地賣買證文その他に屋敷畑なる言葉が用いられている事からも推測される。この屋敷地の問題は本論において述べる事項とやゝ關聯して來るので、若干紙數をさき、延寶の檢地について少し明らかにして置く必要がある。

この檢地は中川八郎左衞門・關口作左衞門兩人の改めにより行われている。『新編

第2表　持高別構成表（延寶2年）

	屋敷地3反以上	屋敷地3反以下	寺社
50石以上	2	0	0
50石～30石	0	0	0
30石～20石	3	4	0
20石～10石	15	9	0
10石～5石	6	17	1
5石～3石	4	9	0
3石～2石	0	1	0
2石～1石	0	3	0
1石以下	0	3	0
合計	30	46	1

武藏風土記稿』によれば、同年兩人により檢地の行われた村は附近の千駄ヶ谷村、下高田村等がある。當時の檢地帳原本は殘つて居らず、僅かに後年の寫しを見出し得るが、檢地直後に作られた「角筈村寅之御檢地名寄帳」が殘存しているので、是を檢地帳より作されたものと見做し、各人の持高を算出してみると第二表の如くである。

この表により、持高の多いものは屋敷地を三反以上持ち、少い者は三反以下であるという傾向が明らかとなつた。前者を假にAグループとし、このグループについて更に檢討を加えてみよう。まず最大の高持ちは屋敷六町六反二畝五歩、高六十六石二斗一升五合餘を有する茂左衞門であり、第二位の屋敷地五町九反八畝十六歩、高五十九石八斗五升三合餘の權右衞門と共に群を拔いている。ところで注目すべき事は、兩者とも全く耕作地を有していない事で、この事實はAグループの殆んど全員について見出し得る。即ち、同グループ三十人中、屋敷又は宿屋敷以外の土地を有する者は僅か三人であり、しかも、それ等についても、耕作地の石高は極めて僅かであり、このグループ全員が全く屋敷地のみの所有者であつたと言うても過言ではない。持高の合計は四百五十三石餘となり、第一表に示した角筈村屋敷地石高の殆んど、そして全村高の半ば以上を占めている事になる。

次に屋敷地三反以下のBグループについて考察してみよう。まず同様に最大の高持ち長右衞門をとつてみると、持地の合計二町九反一歩、石高二十七石二斗一升七合餘、内屋敷地が九畝二十二歩、高九斗七升三合餘であり、普通の農村でみられる形と何等異るところはない。以下の者についても同様の事が言い得る。このグループは角筈村田畑の殆んどを所有し、屋敷地は田畑に對して比較にならぬ程少いのである。

この樣な兩グループの間の明確な相違は、更にもう一つの事實によつて強化されている。それは、Aグループの内、たゞ一人の例外を除いて全員が、「秋本攝津守殿内　茂左衞門」、「松平伊豫守殿内　權右衞門」の如く、肩書を有している事である。この肩書がこの村に多く存する武家屋敷の主を示すものである事は疑う餘地もない。名寄帳の末尾には、「御代官樣江武家方ノ名、御水帳之面此帳面之通相不替書上候覺留」として武家方の名書出の書式を示している。左に擧げよう。

「表何間何尺何寸何間……　一屋敷何反何畝歩　誰殿内　誰レ
此高何石何斗何升何合何才
（中略）
右之通角筈村寅之御檢地御水帳之面ニ武家方御屋敷者御家來衆之名付ニ被遊候間、如此書會指上申候、少も相違無御座候以上
延寶四辰年　七月廿二日
武州豐嶋郡角筈村　名主　伊左衞門
惣左衞門
八郎右衞門
長右衞門
野村彦大夫樣」

從つて、こゝに檢出されたAグループは百姓ではなく、意外にも武士層であつた事が判明した。若し檢地帳の名請

人が被支配者たる農民であり、檢地によつて身分秩序の確定が行われたとするならば、角筈村の場合は說明が不可能となならう。とも角、檢地帳に(註)百姓と武士が名請人として並列されている事は矛盾に滿ちた事と言わねばならない。この矛盾を是正せんがために檢地直後に前掲の武家方屋敷の書き出しが命ぜられ、名寄帳には誰某殿內誰レとして區別されるに至つたものと解釋される。

（註）檢地帳寫しには、寫した當時の所有者と思われる名前の上に檢地當時の所有者名が記されているが、是には肩書その他兩者を區別し得る樣な記載は何等ない。

角筈村の武家屋敷は大別して拜領屋敷と抱屋敷に分けられる。前者は公的なものであり、この場合は勿論年貢地ではない。從つて新たに設定をみる場合はその分の石高は村高から差引かれる。角筈村の延寶以後における村高の減少もこの拜領屋敷設定による場合が多い。享保二年の「角筈村御拜領地坪數書上ケ寫シ」によれば、拜領屋敷合計十四、坪數六萬七千坪弱となつている。又後者の抱屋敷は私的な屋敷と一應解釋し得る。この設定は賣買をもつて行われ、年貢地であつた。左に一二の例を示す。

「　茶園場借申畑之事

一角筈村ニ而七反七畝拾貳歩之所、卯之年九月四日ゟ亥之極月迄、中年貳拾年季ニ相定、御茶園場ニ金子三拾五兩ニ賣上ケ申所實正也、代金不殘只今請取申候、此屋敷ニおいて親類緣者脇ゟ少も構無御座候、若六ケ敷儀申者御座候ハヽ、我々罷出急度申分ケ可仕候事

一此屋敷御水帳之表ニ者、屋敷五畝拾壹歩、此石五斗七升貳合、上畑壹反八畝拾壹歩、此石壹石壹斗六合、屋敷畑合貳反三畝貳拾貳歩、石高合壹石六斗七升八合ニ而御座候、御　公儀御年貢之義者、年々御割付次第相濟シ可被成候、諸役之義ハ、村並ニ御勤可被成候

一此屋敷年季之內、御公儀樣　御用地ニ被　召出候ハヽ、右之通御替地指上ケ可申候、何事ニ不寄村並御法度御背被成間敷候、爲後日手形仍如件

寛文三年卯之九月四日

丸茂兵左衞門樣御內
上田數右衞門樣
山本澤右衞門樣

證人　長左衞門
賣主　八郎右衞門
名主　伊左衞門

この場合においては、名目的に年季賣りであり、茶園場となす旨が書かれているが、年貢及び諸役の負擔は買主においてなすべき旨を明記している。又水帳記載の面積が實際の三分の一に過ぎない事が注目されるが、高請地以外の荒蕪地も合わせ賣買されたものかも知れない。買主の一人、山本澤右衞門は延寶の名寄帳には屋敷四反二畝の名請人として出ているが、この土地が前者と同一であるか否かは確定し得ない。

第二の例として次の如きものを擧げよう。

「　永代賣渡シ申畑之事

一畑貳反八畝拾五歩、金八兩貳分、銀三匁ニ永代賣渡シ代金不殘請取申所實正也、右之畑ニ付横合ゟ六ケ敷出入御座候ハヽ、我等罷出申分ケ可仕候、御年貢之儀者　御公儀樣御割付次第年々御濟シ可被成候、諸役之儀者百姓なミ御勤可被成候、爲後日手形仍如件

寛文四年辰ノ四月廿日

角筈村地主　長兵衞
同　喜兵衞
名主　渡部猪左衞門

都市近郊村の諸問題

小栗平吉様御内
市野次左衛門殿
谷　權左衛門殿

覺

一下畑貳反八畝拾五歩　此石八斗五升五合也

この例は一般百姓間の賣買と何等異るところはない。第一の例同様、年貢諸役の負擔が買主たる武家方でなさるべき事を條件としている。

この様な私的な武家屋敷が何時頃から發生したのかは明らかでない。殘された史料では寛文以降となつている。恐らくは明暦の大火等が刺戟となつているものと想像される。寛文以後元祿期にかけて、賣券はかなりの數にのぼり、この時期に抱屋敷設定が盛であつた事を物語つている。勿論是等すべての屋敷に武士の居住が見られたわけではなかろうが、拜領屋敷及び抱屋敷の存在は角筈村の商業發達にとつて決して無關係ではなかつた。即ちそこには元來の住民たる百姓以外に、來住せる大きな消費力があつたのである。是等の問題は、角筈村が江戸近傍に位置することによつて生ずる特質であると共に、一般的には城下近くの村々を取扱う際に注意を要する事を物語つているものと言えよう。

角筈村の住民はこの様な武家屋敷化に對して如何なる反應を示はしたかについては明瞭でない。初期から中期にかけての彼等相互間の土地賣買證文には多く「武家方寺方へ永代賣申間敷候」旨を記しているから一應反對の機運があつた事を豫想し得る。しかし現實には多くの土地が屋敷化しているのであつて、これが買主たる武士の、支配者としての强制によるものか、又は村民にとつても何等かの意味で有利であつた事によるのかは早急に斷定し得ない。しかし、何れにせよ、武士が百姓と同じく、角筈村の領主に向つて年貢を出すという關係の生ずるのは矛盾している。そこで抱屋敷については「家守り」の發生をみた。兩者の間には恐らく契約が結ばれ、年貢とその他の負擔は家守りが行い、武家からは貨幣が支拂われたものと推測し得る。史料上に初見する「家守り」は元祿以後であるが、その以前から萠芽的なものは見出し得る。

武家屋敷についてはこの外種々の問題があるが、これ以上紙數を費す事は本稿の主題に反するので避けねばならない。

角筈村の年貢負擔に關しては、以上の外に內藤新宿に對する助郷人馬の提供があつた。又、幕末に近付くにつれて增大した諸街道の交通量は、この村をして單に同宿の助郷たるにとゞめず、東海道品川宿、中山道板橋宿の當分、或いは臨時助郷として勞役を徵發せしめている。尤も內藤新宿の宿驛取り立ては元祿年間の事であり、その後も享保—明和の間は宿驛を止められ、單なる町場となつている。（註）この間の角筈村は品川宿の加助郷となつた。又以上の助郷勞役以外に附近の幕府焔硝藏における有事の際の人足差出しがあるが、臨時的なものであり、負擔の程度は判らない。

（註）『新編武藏風土記稿』大日本地誌大系第五卷二百三十一頁、內藤新宿の項參照。

最後に、角筈村戶口數の變遷であるが、それを示した史料は意外に少いと言わねばならない。基本となる宗門帳或いは人別帳は、完全なものとしては僅か享和三年（一八〇三）の『宗門人別改書上帳』一冊のみで、安永五年（一七七六）のものは前半を缺く。兩史料末尾の合計數記載（註）によつて兩年の人口を比較してみると、安永五年が總人數六百七人、內男三百四十五人、女二百六十二人であるのに對し、享和三年は總人數六百三十三人、男三百三十七人、女二百九十六人となる。無論史料の性格上、この數字がこの村の現住人口を示すものでない事は當然で、事實は奉公人その他何割かを加算せねばなるまい。この村が都市的であるだけにかゝる帳外人口は相當多かつたものと思われる。連年のものがないので靜態的觀察にとゞまらざるを得ないが、享和三年の宗門帳によつて身分別、年齡別の人口構成を示

第3表　身分別構成表（享和3年）

	戸數	人口	一戸平均人數
高持百姓	63	283	4.5
抱屋敷家守	13	48	3.5
地借	18	65	3.6
店	87	242	2.8
合計	181	638	3.5

第4表　年齢別構成表（享和3年）

年令	男	女	合計
1 ～ 10	41	40	81
11 ～ 20	57(17)	54(2)	111(19)
21 ～ 30	67(15)	73(6)	140(21)
31 ～ 40	56(5)	43(1)	99(6)
41 ～ 50	48(2)	29	77(2)
51 ～ 60	43(3)	30	73(3)
61 ～ 70	23	17	40
71 ～ 80	7	8	15
81 ～ 90	1	1	2
合計	343(42)	295(9)	638(51)

（　）内は下男・下女數を示す

せば第三、四表の如くである。

（註）なお若干附言すれば、この末尾の合計數記載は實際の集計と合致しない。享和三年の例では表に示した如く若干の相違がある。恐らくは計算の杜撰から來る結果であろうか。又同史料によれば、この村の家數は百三軒となつて居り、第三表に示した數とかなりの差違をみる。百三という數字が何を示すものかは明らかにし得なかつた。

さて、第四表により、角筈村の人口構成が都市的である事が注目されよう。男女數の比率は德川時代後期における江戸町人人口のそれとほゞ同じである。（註）享保三年に關して言えば、男子の數が多いのは、下男として記載されている者四十二人が大きく響いている。年齢構成の點からみても、二十一歳――三十歳という所謂生産年齢人口が他に比し最も多くなつている事も注目される。是等の事實は、近世後期の角筈村が人口構成の面でも著しく都市的であつた事を示すものである。

（註）幸田成友「江戸の町人の人口」（社會經濟史學第八卷第一號所收）によれば延享四年（一七四七）は總人口五十一萬三千餘人、男三十二萬三千弱、女十九萬强であり、男女數の差がかなり開いている。他方天保三年（一八三二）においては總數五十四萬六千弱、男二十九萬八千弱、女二十四萬八千强となつて居り、その差は前期に比すれば遙かに縮少している。角筈村の安永―享和期の變化と好對照を示す。

以上の二史料の外、單に人口數を示すものとしては、寛政七年（一七九五）の「男人別書上帳」に總人數六百七人とあり、又文化四年（一八〇七）及び同十一年（一八一四）の五人組帳によれば、前者において總人數六百九十三人、男三百六十六人、女三百二十七人、後者では、總人數六百四十一人、男三百三十九人、女三百二人の旨記載されている。最後に文政十年（一八二七）の農間渡世商人に關する調査書には人別七百三十三人となつている。

戸數のみについては貞享四年（一六八七）の「切死丹改帳」（註）末尾の署名連印者が戸數に等しいと假定すれば戸數計百七十四、內百姓九十六、店七十八である。又五人組帳によれば天明五年（一七八五）に戸數計百五十、內百姓七十六、地借り十六、店五十八、文化四年に計百九十八、內百姓八十三、地借り十三、店百二、十一年は計百七十六、內百姓八十四、地借り十四、店七十八となつている。又前掲文政十年の史料には家數二百軒の旨記載されている。

（註）この史料は宗門帳ではなく切支丹吟味に關する法令の請書である。

以上斷片的ではあるが、この村の戸口數變化を見て來た。史料の種類が異るため是等の數字を並べて結論する事はできない。しかし次の如き大摑みの傾向は示し得るであろう。即ち、後期に關する限り、一時的な衰退はあつたにせよ、人口は徐々に增加した。しかし、それは決して都市化と言う事から豫想される如く急激なものではなかつたのである。是等の增加人口が果して村內の自然增加によるものか、或いは外部からの流入によるものかは殘念ながら實證し得なかつた。江戸の例を適用すれば勿論流入人口による增加と解釋すべきであろうが確證はない。

二

角筈村の大摑みな輪廓は以上の如くである。本節においてはこの村が都市近郊に位置すると言う事實が農業生産の上に如何に反映しているかについて考察を加える事にしたい。

既掲第一表に見る如く、延寶檢地當時におけるこの村の田畑比率は約一對五で遙かに畑地が多い。更にこの田地も、たとえば寶永三年（一七〇六）の「武藏國豐嶋郡角筈村戌年田方御檢見帳」によれば、約一割二分に相當する部分の畑成が記載され、延寶以後三十年の變化が認められる。恐らくは畑作物生産の有利な事から來る結果であろう。その後の畑成地は史料に出て來る限り固定して居り、增加はみせていない。しかし、寛政十年（一七九八）の「御年貢米買納代永取立帳」や、安政六年（一八五九）の「當未御年貢米石代取立帳」等によれば、この時期に至れば貢租の內ある部分は買納せねばならなくなつた事を示している。しかし、畑地への轉換が全く經濟的な理由から自由に行われたわけではない。少くも法制的な制限が加えられて居り、又幕末に至るまで金納化せずに終つたこの村は、水田耕作を全然放棄してしまう事はできなかつた。

何れにせよ、角筈村の農業生産は、稻＝水田にではなく、畑作物の生産にその主力が置かれていた事は否めない。しかし一口に畑作と言つてもその內容は多岐であり、飯糧の生産から工業原料の生産に至るまで、作物の種類によつて持つ意味も非常に異つて來ると言わねばならない。そこでまず作物の種類を文政八年の村明細帳によつて書き出してみると、麥、稗、黍、荏、蕎麥、芋、大根となつて居り、これのみを以つてすれば一般の關東農村と何等變らないものゝ如くである。更に又、年代は不明であるが、名主からこの村の一年間の農事を書き上げた史料(註)によつても、稻作、麥作の他には、「六月土用ゟ刈大豆抔干シ仕舞、跡をうなへ、な大根仕附申候、七月中比ゟ粟、ひゑ刈取、女はこなし申候」とあり、自給的な農村と全く變らないのである。

（註）野村兼太郎「村明細帳の研究」四百七十三頁所收。

しかしこの種の史料の作物記載が如何に消極的なものであり、この記載のみをもつて結論を出す事の危險性については既に野村教授により指摘されている如くである。事實前述の村明細帳においてすら、渡世方の記載は、「農業之間、男者江戸迄菜園物等持出、女者薪等を拵申候」（傍點引用者）とあり、江戸消費市場に對する蔬菜の供給地となつていた事が看取し得る。又、たとえば正德元年（一七一一）の次の史料もかゝる蔬菜生産の行われていた傍證と見る事ができる。

「　乍恐以口上書申上候、

角筈村佐兵衞申上候、拙者義去寅ノ十月ゟ來辰ノ三月五日迄、身代金三兩貳分ニ相定メ貳兩相渡シ、高圓寺村百姓權內請人ニ而市兵衞と申下人召抱置申候所ニ、右之者先月廿九日ニ四ツ谷忍町問屋平左衞門方へ茄子出候勘定ニ遣シ申候へハ、金子貳兩貳分通ニ付置を不殘問屋ゟ請取欠落仕候間御帳附奉願候以上

正德元年卯九月

角筈町（マヽ）佐兵衞㊞
名主傳右衞門㊞

雨宮勘兵衞樣
雨宮勘七郎樣
御役所」

問屋へ出した茄子が自村產のものであるとの確證はないが、次に擧げる史料は、明和七年（一七七〇）の例であるが、武家屋敷內において蔬菜生產の行われていた事を示すものである。

「　奉預リ候畑地之事

一此度角筈村畑反別合三反五畝貳拾六步、此高三石五斗六升之所、私江御預被遊候旨奉畏候、然上者御年貢諸役金無滯相勤可申、其上御屋鋪江相納候品左之通

一茄子　三千
一大根　千本

右之通不作之年茂無相違相納可申候、若喜兵衞不納仕候ハヽ、證人私ゟ急度御年貢諸役相勤、少茂御苦勞ニ掛ケ申間敷候、仍證文如件

明和七寅年　角筈村預主　喜　兵　衞㊞
五月十一日　證人　甚　右　衞　門㊞

酒依帶刀様
御用人中様

恐らくこの様な蔬菜類の生産は盛に行われたものであろう。たゞ利用し得る史料が公的なものが多く、勢いその性格上作物種類等については消極的な記載に終始し、斷片的な史料のみを以つて滿足せねばならない。

この外、畑地に生産される商品作物としては、煙草及菜種を擧げねばならない。前者については元祿十五年（一七〇二）の「午年角筈村たばこ畑書上帳」が殘存している。恐らくこの年に出された煙草本田畑作付許可の觸書に關聯して書かれたものと思うが、合計三反五歩の畑、屋敷に栽培が行われ、名主以下三十四人の百姓が生産者として擧げられている。注目すべきは、この年の村役人が一人を除きすべてこの中に含まれている事で、かゝる有利な商品作物の生産がどの階層によつて把握されていたかを示している。しかし、生産額もその他より以上の事實は全く判明しない。

これに對し、菜種については、ごく短期間ではあるが若干の史料を殘している。しかし、是等は何れも幕府の御用菜種生産に關して書かれたものであり、又文面から菜種の生産そのものが命令によつて行われた事が窺われるので、記載内容に對して限定を附さねばならない。まず享保十七年（一七三二）の作付反別の書上げは次の如くである。

「

當子菜種作反別

一畑六反八畝歩
　此取實貳石五斗貳升五合

此譯

一壹反七畝歩　　上出來　　此取實壹石貳斗七升
一壹反五畝歩　　中出來　　此取實四斗
一三反六畝歩　　下出來　　此取實八斗五升五合

右之通當子ノ年菜種取實石數書面之通少も相違無御座候、若取實隱置後日ニ露顯仕候ハヽ何樣ニも可被仰付候、尤蒔付ゟ收納迄御吟味ニ付念入隨分肥手入等仕候得共、冬中いてつよくいてぬけいたミ候、春ニ成根くさり仕肥手入□（虫食）出來兼取實無御座候、畢竟土地不相應ニ御座候哉存寄、種出來兼取實少ク御座候以上

享保拾七年子六月　　豐嶋郡角筈村　名主　傳左衞門
　　年寄　三左衞門
　　同　長右衞門
　　同　伊右衞門
　　同　五右衞門
　　同　三右衞門
　　同　六右衞門
　　同　八兵衞
　　同　作兵衞

恐らくこの様な幕府の作付命令は、都市生活の必需品たる燈用菜種油の價格騰貴對算の一環として出されたものと思われる。あたかも享保期は「向後問屋之外、町人菜種綿實引請商賣仕間敷候」(註一)という流通面からの規制を命ぜられている。當時の菜種生産地は近江、美濃を中心とする上方諸國であり、大阪その他の地方都市で製油された後、商人、廻船を經て江戸に移入されていた。幕府は菜種油價高騰の原因をかゝる商人の買占めによるものとし、(註二)元祿末期以後幾つかの法令を出している。そしてこの様な流通面における統制のみでなく、江戸近在の農村に命じて菜種の生産を行わしめ、價格の低下を圖つたものであろう。だがこの法令がどの程度效を奏したかは甚だ疑問である。少くも史料に出て來る限り、角筈村の菜種生産額は非常に少い。若し古島敏雄氏の算定される如く、菜種一石よりの絞油量が二斗三升であるとすれば、(註三)享保十七年のこの村の菜種取實八斗五升五合は、油一斗九升であり、江戸近郊村のすべてがこの程度であつたとすれば上方が移入される莫大な量(註四)に對して何程の效果があつただろうか。

(註一)　古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」七十四頁より引用。

(註二)　古島氏前掲書同頁參照。

(註三)　古島氏前掲書七十一頁より。

(註四)　古島氏前掲書六十七頁所收の表によれば享保九乃至十五年の大阪より江戸へ送られた油の量は平均一年六萬樽餘、石數換算二萬二千四百石となる。但しこの内には綿實油も含まれている事に留意せねばならない。

少くとも法令の出た直後、角筈村附近の菜種生産は振わなかつた様である。それは決して自然條件のみから規制されたものとは考えられないが、史料は次の如く物語つている。

「　乍恐書付ヲ以奉願上候

一近年菜種作リ之義、豐嶋郡之内村々へ被仰付候ニ付、隨分手入こやし等念入蒔付候得共、拙者共村々之義ハ、土地不相應ニ御座候故か、冬中之内殊外いてぬけ、其上出來方悪敷取實不足ニ御座候、依之去亥年蒔付之義ハ村々之内ニ而隨分地面宜所ニこやし手入等念入蒔付申候所、皆無之村も御座候共、例年分之石數少々宜敷御座候へ共、上出來之麥作ニ引合候得而は、麥作石數之五分一程ニも相當リ不申候ニ付、村中百姓勝手ニも不相成、難義至極ニ奉存候間當年分菜種蒔付之義、御慈非ニ御免被成下候ハヽ難有奉存候以上

豐嶋郡高田村　新右衞門
上板橋村名主　安右衞門
池袋村名主　藤右衞門
下板橋村　新右衞門
角筈名主代年寄　伊右衞門
千駄ヶ谷　三右衞門
上落合村　伊左衞門」

同　伊左衞門
百姓代　次郎左衞門
同　權右衞門

多量の人糞尿等を肥料とする(註一)菜種の生産は、都市近郊たる是等の農村にとつて決して不利であつたとは考えられない。且つ又、關東地方においても後期には相當の生産が行われている事を考えれば、是等の村々が菜種作付免除を歎願したのは、――文面の土地不相應云々は別として――より有利な蔬菜生産への依存がかなり強かつたとも思われる。たゞ效果は疑問であるにせよ幕府の油統制が、單に流通面のみならず生産に對しても既に行われていたと言う事實、並びにそれが、後年の天保年間における油方取締(註二)の如く綿密なものではなく、誰にでも考えられる安易なものに過ぎず、效果も薄かつたものと解釋される點の指摘にとゞめる。

（註一）古島敏雄「日本農業技術史」下卷四百六十三頁には、加賀水田裏作地帶の例であるが、次の如く述べられている。「肥料は小便を多く用ひ、年内三、四遍、春になつてから二遍程施し、能き百姓はとめ肥に泥糞を一回與へる。」

（註二）詳しくは古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」八〇頁參照。

以上作物種類からみたこの村の性格を要約すれば、畑作物に主力を置きつゝも、なお稲作を完全に拂拭し得ず、しかもその畑作物は、木綿や菜種等の工業原料となる商品作物ではなく、蔬菜類が殆んであるといつた都市從屬的な村であつたと言えよう。同じく畑作の商品生産を行いながら、木綿、菜種等を主作物とし、或る場合にはそれらを原料とする手工業の發達を見た畿内の農村とは又異つた面を有していたのである。(註三) この事は、或る意味でこの村が餘りにも江戸に近く、村内に幾つかの武家屋敷さえ存在し、農業生産そのものゝ持つ意味が他のより有利な生業――商業に比して低かつた事に起因している様に思われる。

（註三）たとえば、古島敏雄編著「寄生地主制の生成と展開」は副題の示す如く、京都近郊の一農村を研究されたものであるが、この村の農業生産を要約すれば、京都に對する蔬菜の供給地であると同時に、水田裏作の菜種栽培が地主層によつて行われ、その上に立つた土地集積、或いは菜種油生産が行われている。勿論かかる地主は「商人・高利貸資本的側面」を有してはいるが、村全體としては農業生産が殆んど唯一の生業であり、農村として規定することができる。これに反し、角筈村は京都に遙かに勝る消費力を持つ江戸を間近く控え、そこに存在する地主は農地よりはむしろ宅地、店舗の所有者として現われ、多數の商家は、後述する如く所謂「店子」となつている。そこには又手工業生産も行われず、仲繼商人、小賣商人が村民の代表的な姿であつた。

さて、この様な角筈村の商品作物生産に關する史料も、後期に至れば全く見出す事ができない。強いて求めるならば、文政八年の村明細帳の記載位のものである。史料の殘存しない事が直ちに生産の行われなかつた事であるとは無論速斷できないが、總じて農業生産の持つ意味が相對的に低下した事は言い得る。文政十年の農間渡世商人の調査書にも次の如き記載がみられる。

「　　中村八太夫當分御預所
　　武州豐嶋郡
　　角筈村
　　江戸日本橋迄
　　道法弐里餘

一高七百貳拾石九斗六升壹合九夕
　　此家數貳百軒
　　人別七百三十三人
　　但甲州道中往還附ニ御座候
　　宿間町家ニは有之候得共人足立場ニは無御座候
　　農業一統渡世之分
　　農間商職人類渡世之分
　　内家數三拾間
　　家數百七拾間
　　（後略）

卽ち村民の内、純農民とみられるのは僅か三拾間、全體の一割五分にすぎない。又殘りの「農間商人」についても、後に述べる様に、その殆んどは農間と言うよりはむしろ專業の商人、職人であつた。角筈村の町場取り立てがなされず、高持は身分的には「百姓」であり、調査書にはかゝる記載がなされたものであろう。何れにせよ、實質的には近世後期の農業生産は、僅かの農民による年貢のための稲作と若干の畑作、それに蔬菜栽培が屋敷裏の畑地では行われていたにすぎず、生活の中心は商業へ移つてしまつたのである。

最後に、この様な都市近郊村における小作料の性格について若干の資料を提供し本節を結びたい。まず文政八年の村明細帳により、「田畑小作入付直段」、及び「田畑屋敷質入直段」を表示すれば第五表の如くである。なお他村と比較の意味で六角橋村の數字(註)を擧げた。この價格と、實際の小作證文に表われた小作料とを比較檢討し、時代的な變化をも考察したかつたのであるが、角筈村に殘された耕作地の小作證文は意外に少く、その目的は十分果し得なかつた。

（註）野村兼太郎編著「村明細帳の研究」所收の武藏國橘樹郡六角橋村、文政七年（一八二四）の村明細帳より。（同書二百九十四頁）なおこの村の位置は東海道神奈川宿に近く、或る意味では角筈村と似て、商業化の激しかつた村とも言えよう。

第五表より、數字の正確性は別としても、角筈村における畑地の相對的な重要性が讀みとれよう。しかし、全體として言えば、六角橋村との間にそれ程大きな違いはない。比較した村が適當とは言えなかつた憾もあるが、江戸近郊村だからと言つて特に差異はないものゝ如くである。尤も文政期は、角筈村における農業生産がもはや重要性を低下させていた時期である。そこで數少い史料ではあるが、延享元年（一七四四）の三通の小作證文から中期における畑地小作料について算定を試みる。

第5表　反當土地質入・小作入付値段一覧表

	角筈村（文政8年）		六角橋村（文政7年）	
	質入値段	小作入付値段	質入値段	小作附値段
上田	金1兩2分	米 7 斗	金2兩3分	米 8.5 斗
中田	金 1 兩	米 6.5 斗	金2兩2分	米 7.5 斗
下田	金 3 分	米 6 斗	金2兩1分	米 6.5 斗
下〃田	—	—	金 2 兩	米 4.5 斗
上畑	金 2 兩	錢 2 貫 文	金2兩1分	銀 22.5 匁
中畑	金1兩2分	錢 1.5 貫 文	金1兩2分	銀 19 匁
下畑	金 1 兩	錢 1 貫 文	金1兩1歩	銀 14 匁
下〃畑	—	—	金 3 分	銀 9 匁
屋敷	金 2 兩	—	不明	—
宿屋敷	金 5 兩	—	—	—

(一)、下畑二反九畝二十四歩、小作料年金二歩と銀十匁、但し年貢諸役は小作人の負擔。

(二)、中畑三反四畝二歩、小作料年金二兩、但し年貢諸役は小作人の負擔。

(三)、田畑合四反八畝二十四歩、小作料年金二兩、但し年貢諸役は小作人拂い。

右の三例から反當の小作料を概算すれば、(一)錢一貫二百文、(二)錢三貫文、(三)錢二貫二百文程度となる。これに年貢諸役の負擔が加わり、小作人の支拂うべき義務は相當高額であると言わねばならない。京都近郊村においても、畑小作料の高額性は算定されて居り(註)、總じて蔬菜生産地帶における小作料はかなり高かつたと斷定を下し得る。但しこゝに示した諸例は何れも質地小作の形態をとつて居り、金融關係が介入していることに留意すべきである。又史料の種類が異るから、前掲の村明細帳記載の數字の無前提に比較對照する事も危險であろう。こゝでは史料の記載をそのまゝ擧げるにとゞめ、土地價格の考察は質地關係の史料をまとめる事により他日を期したいと思う。

（註）古島敏雄編著「寄生地主制の生成と展開」八十七頁參照。但しこの村における畑小作料の異常な高さは「畑に對する村人の競爭の強さが收支をこえて支拂わせた」ものと推定されている。（同書八十八頁）

三

以上述べ來つた如く、角筈村は少くも後期に至ればもはや農村と言う定義を下し得なくなつている。他方この時期における內藤新宿歡樂街の出現、村內にある熊野十二社の名所としての登場(註)は、この村の商業化にいよ〳〵拍車をかける事となつた。例により、文政八年の村明細帳から商人及び職人數を種類別に表示したのが第六表である。

（註）たとえば『新編武藏風土記稿』にも、「……且前に假山水を設けていと風雅なる營作なり……春秋の頃は遊賞の人尋來もの多し」とあり、又角筈村史料の中にも祭禮、開帳の際の小屋掛け商賣、芝居興業等に關する記事が多く見え、殷賑さが想像される。

又、この直後、文政十年には農間渡世諸商人、職人について書上げた史料が殘つている。但しこれはこの年の商人

第6表　商人及び職人一覽表（文政8年）

種類	家持	店	合計	種類	家持	店	合計
麵類商賣	0	2	2	八百屋商賣	0	4	4
種物商賣	0	1	1	馬宿糠食類商賣	0	6	6
多葉粉商賣	2	5	7	瀬戸物類商賣	0	1	1
荒物荒木綿類商賣	1	0	1	多葉粉入商賣	0	1	1
小間物商賣	1	2	3	紺屋	1	0	1
小間物挑灯屋	0	1	1	經師屋	0	1	1
傘挑灯屋	0	1	1	湯屋	0	1	1
青物商賣	9	5	14	漬物商賣	0	1	1
足袋屋	1	1	2	古質鐵古着商賣	2	0	2
鹽肴屋	1	4	5	古質鐵酒造穀物渡世	1	0	1
水菓子屋	0	4	4	古質鐵酒商賣	1	0	1
籠屋	0	1	1	古質鐵荒物米商賣	1	0	1
春米屋	2	4	6	古春米鐵商賣	1	0	1
春米糀商賣	1	0	1	古鐵買	2	1	3
豆腐商賣	0	4	4	古着古道具渡世 古鐵買渡世	0	1	1
菓子商賣	2	3	5	古着古道具商賣	0	2	2
植木商賣	3	1	4	質穀物商賣	1	0	1
材木商賣	2	0	2	商人合計	38	67	105
材木藁商賣	0	1	1	大工職	5	2	7
棟屋馬具商賣	0	1	1	家根職	0	1	1
馬具商賣	0	1	1	建具職	0	1	1
下駄商賣	0	1	1	左官職	0	1	1
油蠟燭商賣	0	2	2	鍛冶職	1	4	5
油食商賣	3	2	5	桶屋職	0	1	1
酒食商賣菜種兼	0	1	1	職人合計	6	10	16

職人百七十人中、調査事項に關するもののみの答申であり、前記村明細帳の記載の方が遙かに詳細である。しかし開業年代を示したもの、及び村明細帳に記載されていないものを含んでいるので左に擧げよう。

「（前略）（註）

百五拾貳ヶ年以前辰年ゟ　居酒渡世　家持　小左衛門
貳拾一ヶ年以前卯年ゟ　同　渡世　次左衛門店　權治郎
六拾一ヶ年以前亥年ゟ　同　渡世　平兵衛店　利兵衛
五拾一ヶ年以前酉年ゟ　同　渡世　家持　甚兵衛
三拾八ヶ年以前戌年ゟ　同　渡世　家持　平七
六拾六ヶ年以前午年ゟ　同　渡世　家持　幸助
貳拾ヶ年以前辰年ゟ　同　渡世　安兵衛店　次助
大小拵屋渡世之者無御座候
研屋渡世
髮結渡世　利右衛門　常吉
都市近郊村の諸問題

同　渡世　彌右衛門店　甚左衛門
同　渡世　勘右衛門店　寅右衛門
同　渡世　勘助店　喜三郎
湯屋渡世　清兵衛地借　安兵衛
六拾六ヶ年以前巳年ゟ
煮賣渡世　權右衛門店　惣兵衛
腰物類賣買渡世之者無御座候
右之通相違無御座候以上
右村
百姓代　八十右衛門㊞
年寄　伊左衛門㊞
名主　善三郎
文政十亥年
關東向御取締御出役
山田茂左衛門樣御手付
吉田左五郎殿

山本大膳様御手代　柑本兵五郎様御手付
河野啓助殿　脇谷武左衛門殿
太田平助殿

（註）前半は本稿十九頁に示した。

是等の諸史料より、後期においては、都市生活に必要なすべての商業が營まれ、奢侈的な要求に應ずるものすら存在した事が明瞭である。既にこの時期に至れば商業の發達は江戸市中と殆んど變らぬ程になつていた。既に述べた如く、文政十年の調査ではこの村の商人、職人は計百七十人に達し、角筈村住民の八割五分までが何等かの商業に從事していたか、或いは職人であつたことになる。勿論一口に商人と言つても、小は農閑の副業的なものから、大は、たとえば質穀物商清兵衛の如く、下男下女合計八人を雇傭（註）すると言つたものまで含まれてしまう。しかし、とも角住民の大多數が商人、職人であると言う様なこの時期の角筈村には、もはや農村の規定を下す事は出來まい。

（註）享和三年の宗門帳による。なおこの間二十年以上を經ているため第六表に示した諸商人のすべてをこの中に見出す事は不可能であつた。しかし同種の質古鐵酒造穀物渡世の小右衛門も、宗門帳では五人の下男下女を雇傭している。この種の商人が他に比し有力であつた事が示されている。

商人の多くは「店借り」であつた。殊に小賣商と思われる者にそう言つた傾向は強く出ている。是に反して質商、古物商等には家持の多く見られるのが注目される。彼等商人の生活狀態については明らかでないが次に擧げる史料から或る程度の推測はつく。

「

覺

一表口六間　裏行凡三百間程
表建家五間四尺
奥江七間
裏畑三反餘内半分畑半分林かや野ニ近年致候
一年中御年貢合錢九百文程つゝ出申候
尤右三つニわり夏秋冬三度ニ出申候
外ニ小物成と申三百文程つゝ年中ニ出申候、村役等之儀ハ三四百文つゝ年中ニ掛り可申候、勿論年ニ付過不足御座候
右合年中ニ三貫五百文程つゝ出申候
表建家店ちん
壹ケ月ニ壹貫六文（マヽ）つゝ只今納申候
裏畑小作ニ入壹貫六七百文程ハ年中ニ入り可申候
右之通ニ御座候、御相談被下候ハヽ御急キ御覽申よし御相談被申下候、此方困窮故差急キ申候、代金廿九兩ニ而御渡シ可申候以上
地主ゟ
六　月

」

右の史料は年代、書かれた目的等が判明しないが、是を基として推測を試れば次の如くである。通りから奥へ伸びる細長い地條が一區畫をなしている。表には商家が建てられているが、多くは店（タナ）であり、大家に家賃が支拂われている。又土地も地主の有するところであつた。店賃の額は一定していないが、この程度――四十坪前後――では一ケ月錢一貫文位である。裏は畑か荒蕪地となつている。店子が是等の土地を直接耕作し、家計の補助とする場合もあつたかも知れないが、多くは農民の小作地とした様である。これが屋敷畑であり、蔬菜の生産が行われたものであろう。小作料と年貢諸役との間に若干の開きがあり、この點やゝ疑問であるが、この様な姿に當時の商家の狀態を見出す事ができよう。

さて次に店子と大家との關係である。幸い村明細帳の書上げには大家の名が書かれている。大家の内、二軒以上の店を持つ者十六人を摘出し、その渡世方を調べてみると第七表の如くである。但し店はこの史料に商人及び職人とし

第7表　大家渡世方一覽表

大家	店數	渡世	大家	店數	渡世
伊兵衛	9	古鐵買	傳八	2	質古鐵古着商賣（組頭）
嘉兵衛	8	春米糀商賣／青物商賣 ?	平七	2	質古鐵酒商賣
清兵衛	6	質穀物渡世	甚兵衛	2	酒食商賣
喜右衛門	5	紺屋（年寄）	幸助	2	酒食商賣
安兵衛	5	不明	平兵衛	2	小間物商賣
平藏	4	質古鐵荒物米商賣（年寄）	庄右衛門	2	春米屋
源助	4	材木商賣	龜之助	2	大工
三右衛門	3	質古鐵古着商賣	彌兵衛	2	菓子商賣

て書かれているもののみである。實際はもつと多いものと言わねばならない。この表からも質商、古物商の優勢が窺われる。この表に出ているだけでも、二十六軒の店を所有しているのである。注目すべきは是等大家の中に村役人が案外少く、又不明の一人を除いてすべてが商人、職人となつている事であろう。表面上ではあるにせよ、この村の最有力者であると思われる名主や村役人の多くは商人としても出ていない。是等の事實は角筈村の舊家――村役人をもつて代表される――の多くが、この様な商業以外に基盤を持つていた事による。少くともそう言つた豫想を生ぜしめるのである。

さて、ではこの様に數多い角筈村商人の取引範圍について考察を加えてみよう。まず販賣の面からみると、第一には無論村内及び隣接の内藤新宿が考えられる。又江戸市中でも商品の種類によつては近邊に得意先を持ち得たかも知れない。しかし、角筈村商人にとつての最大の顧客はより郊外の農村にあつた様である。即ちこの村の位置は、冒頭に圖示せる如く、村内に甲州、青梅の二重要街道を通じ、この街道筋の村々と江戸とを結ぶ謂わば元締め的な位置にあつた。是等の村々から江戸へ來るためにはどうしても通過せねばならぬと言う有利な位置にあつたのである。この事は、角筈村の商業發達にとつて極めて重要な與件となつた。取引が是等の村々との間に行われたのも當然であると言わねばならない。たとえば、次に擧げる一史料は、角筈村の一太物荒物商が、商品の賣掛け金不納につき訴え出た文書であるが、相手方となつた消費者の村々の範圍その他を知り得るのでやゝ長文に亘るが敢えて全文を示す。

「

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大貫次右衛門御代官所　武州豐嶋郡角筈村　百姓安兵衛店　訴訟人　伊兵衛

賣掛ケ滯出入

寛政九巳十二月ゟ　内田主計樣御知行所　同州多摩郡和田村　百姓　傳兵衛

同十午七月迄　相手

一金貳兩三分ト　錢四百拾八文　佐々與右衛門樣御知行所　同州同郡雜色村　百姓　龜次郎

寛政十午五月ゟ

同年七月迄

一金三分貳朱ト　錢五百文　同

寛政十午十一月　久松彦左衛門樣御知行所　同州入間郡堀口村　百姓

一金貳分ト　錢三百三文　同　傳右衛門

□□六月ゟ　小林小膳樣御知行所　同州同郡勝藥寺村　百姓金兵衛弟

同年九月迄

一銀百六拾九匁貳分　同　勘五郎

寛政十一未二月ゟ　小林勝之助樣御知行所　同州同郡北野村　百姓

文化元子二月迄

一銀拾壹匁五分ト　錢三百四拾八文　同　吉兵衛

寛政九巳十二月ゟ　川崎平右衛門樣御代官所　同州同郡同村　百姓

同十午二月迄

一金貳兩三分貳朱ト　銀四分　同　六左衛門

寛政十午正月ゟ　松平大和守樣御領分　同州同郡堀金村　百姓

同年十二月迄

一金壹兩ト　同　三之亟
錢三貫七百七拾四文
稲富内記様御知行所
同州同郡黒次村
寛政九巳十一月　百姓
一金三分ト　同　甚藏
銀三匁貳分
山玉御神領
寛政十午二月ゟ　同州多摩郡阿佐ケ谷村
同年十二月迄　百姓
一金壹兩壹分貳朱ト　同　四郎左衛門
錢百廿六文
同御神領
寛政十一未十二月ゟ　同州同郡天沼村
文化二丑五月迄　百姓
一金壹分ト　同　十左衛門
錢壹詩八百八拾四文
寛政十一未十二月ゟ　同
同十二申四月迄　同
一錢壹貫三百四拾八文　同　源之亟
寛政十午七月二日
一金貳分ト　同　伊右衛門

(虫食)同□□□月ゟ　銀四匁五分
同年七月迄　組頭
一金三兩壹分貳朱ト　同　六左衛門
錢百五拾壹文
川崎平右衛門様御代官所
同十年七月ゟ　同州同郡關前村
文化五年辰十月迄　百姓
一金壹分ト　同　又兵衛
錢三貫廿壹文
伊奈助右衛門様御代官所
文化四卯九月ゟ　同州同郡大宮前新田
同六巳九月迄　百姓
一錢八百四拾貳文　同　岩藏
寛政十二申三月ゟ
同年九月迄　同
一錢七百三拾八文　同　安右衛門
同御代官所
同九巳十二月ゟ　同州同郡中高井戸村
同十午六月迄　百姓
一金壹兩ト　同　清五郎
錢四百七拾八文
同十一未四月　同

一錢六百廿五文　同　市左衛門
同十午六月七日　同
一金壹分ト　同　清右衛門
錢三拾文
同御代官所
同十午正月ゟ　同州同郡吉祥寺村
同年十二月迄　同
一銀五匁ト　同　喜兵衛
錢貳貫三百八拾五文
同十午十二月　同
一金壹分貳朱ト　同　源助
錢三百六拾文
寛政十二申十二月ゟ
享和貳戌十二月迄　百姓茂兵衛弟
一金三兩貳朱ト　同　佐右衛門
錢五拾七文
同御代官所
寛政十午七月　同州同郡高圓寺村
一金貳兩貳朱ト　同　百姓
錢六百八拾文　彌五左衛門
同九巳十二月ゟ　同
文化七午九月迄
都市近郊村の諸問題

一錢拾八貫百六拾八文　同　武太夫
寛政十午二月
一金貳分貳朱ト　同　人
錢五百文
寛政十年午四月ゟ　同御代官所
享和元年五月迄　同州同郡中野村
一金三兩ト　同　年寄　萬右衛門
錢壹貫六百貳文
寛政十午十二月ゟ
同十一年未三月迄　同
一金壹分ト　同　鄕左衛門
錢四百六文
寛政十午正月ゟ
文化元子二月迄　百姓
一金貳分貳朱ト　同　要藏
錢壹貫九百八拾壹文
寛政十午正月ゟ
同年七月迄　同
一金三分貳朱ト　同　嘉左衛門
錢四百七拾壹文
同十午二月ゟ同五月迄　同
一金壹分貳朱ト　同　勘三郎

錢七百拾六文
同九巳十一月ゟ　　同
同十午十一月迄　　同
一金貳分貳朱ト　　五兵衛
錢三百廿六文
同十午十二月ゟ　　同
同十一未五月迄　　同
一錢貳貫七十三文　　同　　曾右衛門
同十午五月三日　　同　　傳右衛門
一銀拾壹匁五分　　同
文化三寅七月七日　　同　　甚右衛門
一錢壹貫七拾八文　　同
寛政十午二月八日　　同　　與右衛門
一銀廿四匁ト
錢六拾四文
同九巳十二月ゟ　　百姓勘三郎店
同十午十二月迄　　同　　喜八
一金壹分貳朱ト
錢六百八拾七文
同十午正月ゟ　　同
同年六月迄　　寶仙寺地借
一金壹兩貳朱ト　　同　　次兵衛
錢七百六文
同十午六月　　百姓五郎右衛門店
一錢九百八拾文　　同　　甚次郎
同十午二月ゟ同五月迄　　百姓甚五兵衛地借
一金貳朱ト　　同　　三之助
錢壹貫六百四拾八文
同十午三月ゟ　　百姓伊右衛門店
享和元酉十一月迄　　同　　清太郎
一金壹分貳朱ト
錢三貫四百拾文
文化七午正月二日　　同人店
一錢壹貫廿文　　同　　源次郎
寛政十二申正月ゟ
文化元子十二月迄　　百姓
一錢壹貫三百廿七文　　同　　新助
寛政十午十二月　　同
一金壹分　　同　　次左衛門
同十二申十一月　　同
一金貳朱ト　　同　　傳兵衛
錢九百文
享和三亥ノ十二月ゟ
文化七午三月迄　　同
一金壹分ト　　同　　次右衛門
錢壹貫六百七拾九文

金貳拾八兩貳朱ト
合　銀貳百三拾貳匁九分　　壹ヶ國　　但貳郡
錢五拾七貫八百七拾七文　　拾五ヶ村
人數四拾四人

右訴訟人伊兵衛奉申上候、私義太物荒物商内致罷在前書相手之もの共江書面之通賣掛相滞候ニ付、度々催促仕候得(マヽ)も品能申延、濟方埒明不申難義至極仕候間無是悲今般御訴訟奉申上候、何卒御慈悲を以相手銘々被　召出、御吟味之上右滞分早速相濟候樣被　仰付被下置候樣奉願上候以上

文化八年未十一月　　武州豐嶋郡角筈村
百姓安兵衛店
訴訟人　伊兵衛

御奉行樣

訴訟の結果については不明であるが、相手方の村々を地圖上に求めてみると、何れも甲州、青梅の二街道、及び青梅街道馬橋村より分岐する五日市街道の周邊にあり、角筈村商人の顧客となつた範圍を物語つている。距離の上では相當廣範圍に及んでいる事が注目されよう。たゞ右の出入において、相手となつた數十人が消費者であるか、小賣業者であるかの吟味が必要である。しかし滞納金額が一人平均金一兩前後の僅少さである事、中野村の如く一村から二十人の相手を出している處から消費者であると斷定し得よう。

では商品の仕入先についてはどうか。江戸市中の商人ならば、商品の配給順路は問屋→仲買→小賣が正常な形態として考えられる。しかし角筈村は名目的には江戸市外の「村」であり、法令等についても適應されぬものがあつた。從つて商品のルートについても、江戸市内の如き經路を規制される必要はなかつたのである。それでは逆に自由さがあつた等とはなし得ない。商業の發達に伴つて、後述する如く種々の規制が行われている。ともあれ商品の仕入先についても考察してみよう。勿論販賣先と同樣に二三の事件を通じてその輪廓を知り得るのみである。

第一の事件は煙草の仕入に關してである。史料は文化六年（一八〇九）、角筈村の一煙草小賣商が仕入品の代金滞納により、江戸四ッ谷の商人から訴えられた事を示している。この場合も事件の落着については不明であるが、この訴訟

の相手は九人を數えて居り、その範圍は判らないが、四ッ谷の商人を問屋若しくは仲買商人と見る事を可能ならしめる。ともあれ、この樣に江戸から仕入れる經路が一つある事が判明した。

第二は文化八年（一八一一）、先に擧げた太物荒物商伊兵衞が同じく商品の仕入金滯納に關し訟えられた事件である。この事件が素因となつて、伊兵衞が逆に賣掛金未納の四十數人を訴え出たものであろう。ところでこの訴訟については、訴人は意外にも武藏國埼玉郡越ヶ谷宿の商人となつている。越ヶ谷は日光街道上の宿驛であり、街道を通行する限り、江戸を通過せねば角筈村へ到達し得ぬ位置にある。直線距離は約七里であるが、商品は恐らく江戸を迂回して取引されたものであろう。この場合は濟口證文があるので左に全文を擧げよう。

「　差上申濟口證文之事

野田源五郎御代官所武州埼玉郡越ヶ谷宿市左衞門煩ニ付代召仕久兵衞奉申上候、私ゟ松平隼人正樣御知行下總國葛飾郡野田町百姓忠五郎外九人江相懸リ賣掛滯出入申立、去午十月中當御奉行所樣江奉出訴、正月廿一日御差日御尋判頂戴仕相手方江相付候處、右忠五郎外八人惣滯商金六拾六兩貳分貳朱銀九厘錢四貫五百四拾貳文之處、當金三拾四兩壹分貳朱受取之、殘金三拾貳兩壹分銀九リン錢四貫五百四拾貳文者、訴訟方ニ而不足仕申分なく內濟仕、相殘而武州豐嶋郡角筈村伊兵衞壹人相濟不申候間、去月廿七日御內寄合江被召出御吟味奉受候處、是又追々御日延奉願上掛合之上、滯金拾六兩壹分貳朱銀貳匁四分貳厘之處、當金貳兩貳分受取、金貳兩者別紙證文取之、殘金拾三兩壹分貳朱銀貳匁四分貳厘訴訟方ニ而不足致、無申分不殘熟談內濟仕、偏ニ御威光と難有仕合奉存候、然ル上者右一件ニ付重而双方ゟ御願筋毛頭無御座候、依之無後證濟口證文差上申處如件

文化八未年二月八日

野田源五郎御代官所
武州埼玉郡越ヶ谷宿
百姓市左衞門煩代召仕
訴訟人　久兵衞
大貫次右衞門御代官所

御奉行所樣

同州豐嶋郡角筈村
安兵衞店
相手　伊兵衞」

この場合の商品の經路は江戸を經由せず、地方の仲繼商人から直接來たものと言える。特に右の事件は商品は太物荒物屋で取扱うものであり、しかも仕入先が江戸から數里の街道上の宿驛である點注目に價いする。勿論この樣なケースがどの程度一般性を持ち得るかは疑問とせねばならないが、この商品の取引關係は、越ヶ谷―（仕入）―角筈―（小賣）―消費者となり、間近でしかも大都市の江戸を完全に無視して行われているのである。この樣な近鄕商人の活躍は江戸商人にとつては當然好ましからざることであつた。角筈村の商業發達にとつて種々の問題が生じたのもこの點からであつた。

第三は穀屋で、是は地廻りであるから商品は當然附近農村から集めた。

以上乏しい史料の中から檢出した如く、商品によつてその仕入先は區々であつたと言えよう。しかし、第二の場合の如く、關東內部での生產物に關しては江戸を介せずに取引が行われたものであろう。この樣な取引範圍は、事實上は江戸の町續となるまでに都市化をみたこの村の――廣く言えば隣接町村の――しかも江戸市外にあると言う特殊性から來る結果として理解されるのである。

以上述べた諸點は幕末期における角筈村商業のいわば靜態的觀察である。勿論この樣な發達は近世初期から存したものではない。初期は遙かに農村的であつた。前揭の農間渡世調査の史料をみても、居酒屋の出現する狀態が解るであろう。卽ち、その殆んどが文政をさる六十年前――寶曆・明和期――より以後であり、その後の出現も極めて徐々たるものがあつた。しかしこの寶曆・明和期は、角筈村にとつてはかなり重要なエポックであつたと推測される。それまでの農村――蔬菜生產を中核とする――から、商業へ重心を移したのがこの時期であつたのではあるまいか。當

時の狀態については幸い明和九年（一七七二）の「抱屋舗並百姓商賣家書上帳」があり、この年の商家が三十八戸であつた事を物語つている。この年代以後の發達がかなり顯著であつた事が示されるのである。

初期から中期へかけての商業發達の狀態は殆んど明らかにし得ない。しかし土地賣買證文等を綜合してみると、初期（寛文―元祿）において、角筈村の屋敷地が江戸の恐らくは商人と思われる者へかなり賣却されている事が注目される。その中には研屋の如く明らかに武士層の要求に應ずるものも含まれているが、彼等がこの時期にこの村へ屋敷を求めた武士層と密接な關係を有していた事は疑う餘地もない。恐らくは彼等に角筈村の商業發達の、少くも最初の擔い手を求め得るであろう。その後は元祿年間に内藤新宿の宿場取立てがあり、途中一度中絶はしたものゝ、商業發達の有力な條件となつた。同時に江戸の擴大の結果、實質的にはこの村もその一翼を形成するに至り、他方附近農村の貨幣經濟化が進めば當然角筈村においては商業の發達が見られるのである。そして化政期ともなれば繰り返し述べた樣にもはや農村たるの性格は全く脱皮されたと言つても過言ではない。

商業發達の概略は大約右に見た如くであつた。しかしそれは決して何の障害もなく進んだものではない。そこには種々の厄介な問題を生じた。野村兼太郎教授の紹介された「淀橋町米穀問屋仲間古記錄」（註）もこの樣な近郷における商業の發達が、江戸の商人を刺戟し、彼等と近郷商人との間に摩擦を生じ、遂に江戸商人の支配の下に組み入れられて行く過程が示されている。又、角筈村に隣接する淀橋町、戸子町の穀類商五人が既に安永二年（一七七三）組合仲間を形成し、文政六年（一八二三）には兩町の外、柏木本郷村、角筈村等の商人が加わり、計十人に增加していた事も注目される。

（註）野村兼太郎著「德川封建社會の研究」四百三十一頁以下。

商人はすべてにこの樣な仲間組合が成立したとは考えられないが、角筈村内で組合を組織した商人に古鐵買商がある。前に述べた如く彼等の多くは質屋を兼ね、店を多數擁する村の有力者であつたし、又是に關する史料若干を殘しているので以下考察を加えてみる事にする。

角筈村において、古鐵買商の發生をみた年代は明らかでない。寛政八年（一七九六）の質屋・古物商の書上げには古鐵買商八人が名を連ねている。彼等の仲間組合形成はその後享和元年（一八〇一）の事であつた。その時を事情を示す史料は次の如く物語つている。

「

差上申一札之事

私とも儀、是迄仲ヶ間拾人有之、古鐵買渡世仕、名主方ゟ帳面江押切を請所持仕、江戸町江も罷出渡世仕來候處、江戸町古鐵買とも者　町御奉行所ゟ相渡候鑑札所持仕渡世仕候ニ付、帳面而已所持仕候而者紛敷由申之、かさつニ相咎渡世難相成難儀仕候ニ付、以來無差支渡世致度段奉願候處、御鑑札拾枚名主方江裁成御渡候間、銘々名主方ゟ請取歩行候兩掛之笊江差札仕、以來無札ニ而者一切渡世仕間舗候事

一此度御鑑札相願候拾人之者共義者、前々ゟ古鐵買渡世仕來、所役人共ゟ身元等も相糺候上願出人數相極候上者、以來新規古鐵買渡世相始候義不相成、且是迄渡世致來候者共者衰致候歟、病身等ニ而家業相成兼候節、外望人有之御鑑札相讓り度候ハヽ、双方ゟ名主方江申立指圖を請可申候

一右人數之内行事相立置、仲ヶ間不取締無之樣いたし、以來仲ヶ間内不見屆もの有之候ハヽ、仲ヶ間之者共ゟ品々御配申上候樣可仕候、若其儘差置外ゟ相知候ハヽ、殘仲間ヶ間之もの共迄御咎メ可被仰候間、相互ニ致吟味胡亂成者一切仲ヶ間江差加申間敷事

一銘々買取候品々者、名主方ゟ渡置候押切帳面ニ逐々不洩樣記置、紛失物御糺之節紛敷義無之樣可仕候

右之通此度被仰渡候間、以來心得違無之樣正路ニ渡世可仕、尤商賣致方並紛失物御吟味請候義者、享保八卯年、安永元辰年江戸町御觸書寫此度名主方江御渡被成候間、右之趣相心得可申候、若盗物等買取候か又は不屆キ之義も有之於相知者、御吟味之上急度御咎可被仰付旨之仰渡承出奉畏候、仍而御請證文差上申所如件

武州豐嶋郡角筈村
古鐵買
百姓　小右衛門
同　長五郎

享和元酉年
五月十三日

都市近郊村の諸問題　　三五　（二三三）

大貫次右衞門様
御役所

同　仙之助
平兵衞店　幸吉
平兵衞地借　清兵衞
平三郎店　久右衞門
同人店　伊之助
同人店　安兵衞
右八人代兼
平三郎店　源八
百姓　傳八

なおこの史料は「古鐵買御鑑札頂戴連印帳」と題する冊子の一部であり、この外にも享保、安永年間の町觸、名主請書等が含まれているが省略する。たゞ是等により江戸における古鐵買商人の仲間組合が享保八年に形成された事を知り得る。元來かゝる質屋、古物商の仲間組合の形成は治安警察面と密接な關係を持つて居り、盜品吟味の上からかなり早い時期に形成されたものである。角筈村の場合も、條文に見る如くこの面からの要求がかなり強かつた事は明白である。しかし商業の點からみて重要な事は、穀商仲間の場合と同樣に、近郷商人の活動と江戸商人との衝突が生じ、その點からの仲間組合の形成、及びこの村の以後における江戸町觸の適用――古鐵取引に關する――がみられる事である。是等の事實は當然この村の都市化に依つて生じたものであり、穀物問屋仲間の場合と同じく、江戸近郊村における商業發達の重要な一面を物語つている。文政十一年の「古鐵御觸請印帳」によれば、江戸觸による統制の範圍が江戸市中の外、品川(註)、千住及び内藤新宿、角筈村、中野村等に及んでいた事が示され、江戸の擴大化が示されよう。

(註)　なお品川宿古鐵買商に關しては「品川町史」中卷五百十八頁以下に若干の史料が擧げられている。品川宿におけるこの商人の仲間組合が形成されたのは寛政十一年（一七九九）で角筈村と殆んど變らない。仲間形成の動機その他も角筈村の場合とほぼ同樣である。

以上述べ來つた如く、角筈村の商業は或る場合には江戸の外緣に位置し、しかし街道の元締め的な位置にある事によつて近郷村との間にかなり廣範圍の取引を行つている。この樣な取引が小賣程度であるとか、或いは又その範圍が江戸市中でない場合には江戸商人との利害關係は問題化せずに終つたであろう。しかし米穀問屋、古鐵買商等、その取引が直接江戸商人の利害に抵觸する樣な場合は兩者の間に衝突を生じた。角筈村における是等の商人の活動が相當に行われていたと言つても、江戸商人と眞正面から對抗する事も出來ず、結局江戸の仲間組合に從屬せねばならなかつた。しかし、何れにせよ近世後期に至れば、この村の商業活動はこの樣な問題を生ずる程に成長していたのであり、初期に比すればその變化が大きかつたと言わねばなるまい。

四

以上、角筈村の農業生產と商業發達について大略の輪廓は描き得たものと思う。勿論是等は近世角筈村の歷史にとつては一側面にすぎず、全體としての理解は更に多くの面からの考察が必要であろう。少くも金融及び助郷、運輸については或る意味では近世の角筈村にとつて最も重要な問題であるとも言えるのである。又、この村の最有力者であつた名主の姿が、採り上げた農業及び商業の面では殆んど表面に出ずに終る事も問題であろう。事實は、この村の名主は金融業及び運輸業においてかなりの活躍を行つていた樣である。又隣接する内藤新宿との關係も明確にし得なかつた。是等の點から言えば角筈村を考察するに當つて本稿の如き問題の採り上げ方は最善の途とは言えなかつたかも知れない。しかし、是等の點については他日を期す事とし、一應今まで考察して來た點からこの村の歷史について以下簡單にまとめてみよう。

と言つても採り上げた問題も、決してすべてに全面的な解釋が與えられた譯ではない。商業發達の擔い手とし

て、個々の商人の系譜等は是非追わねばならぬ問題であつた。その外多くの不明確な點を殘している事は否定する事ができない。しかし、史料の缺如は如何とも成し難かつたのである。推測を以つて補わねばならぬ事の餘りに多きを加え、論文としては甚だ不首尾なものとなつてしまつたが、選ばれた村の少くとも大摑みな輪廓は描き得た事と思う。要約すれば次の如くである。

近世當初の角筈村をまず一般の農村とみる事は間違いあるまい。しかし江戸が次第に發展し、特に明暦以後、寛文から元祿にかけて武士の移住が行われ、彼等に伴つて若干の商人も移り來り、商業化の途が開かれた。他方農業生産の面では消費地注戸を間近く控え、畑作、特に蔬菜類や若干の商品作物が盛に栽培される樣になる。中期のこの村の主要な生業はむしろこの點に求める事が出來る樣である。しかし田沼時代における一般的な商業繁榮はこの村の都市化を決定的に方向付け、近隣農村を主たる顧客とする商業の發達が見られるに至る。勿論その間には種々の問題を生じつゝも、次第に事實上江戸の最外緣として都市的な機能を持つ樣になつたのである。しかし變化は一般の農村に比べれば比較にならぬ程大きかつたとに言え、決して急激なものではなかつた。そしてこの樣な都市化を見ながらも、そこに出て來る商業は小賣的なものが多く、手工業生産の殆んど行われなかつた事を加えて、商業資本として迄は成長し得ず、江戸或いは盛り場の内藤新宿に寄生するといつた從屬的なものに終つてしまつた。江戸の商人仲間へ殆んど抵抗の跡も示さずに組み入れられて行つた事等もこの樣な從屬性から來るかも知れない。又、自ら進んで販路を求める必要もない程交通上の要衝を占めた事も、商業發達の有力な一條件を形成したのと同時に、この樣な消極性をかもし出す條件ともなつた樣に考えられる。

しかし、何れにせよ、制度的には江戸市外の一村落であり、事實近世當初においては通例の一農村にすぎなかつたと考えられるこの村が、時代と共に實質的には江戸の一翼となる迄に都市化し、初期とは全く異つた姿に、變貌して行く過程に、限界内であるにせよ、江戸の發展と近郊村の對應という近世的發展の一形態を見出し得るのである。

村落聯合—組合村について

——武藏國足立郡染谷村——

島崎隆夫

一

近世封建社會の村落は、中世莊園時代を通じ、徐々に形成され、その末期においてかなり明白な形を取り初めた、「郷」あるいは「村」と呼ばれるところの自治的活動を行つた共同體が、多くの政治的諸變革を經過しつつ、展開を（註一）み、完成されて來たものであつた。古き莊園的秩序が崩壞し、未だ近世的秩序が完全に形成され得なかつた中世末期は、中世領主權が薄弱化されたことによつて、社會的不安と政治的動搖がその極に達し、「土一揆」に見られたようなはげしい變革の時代であつたが、かかる時代において、村民達は莊園的支配秩序に對して批判を加え、武士階級の苛酷なる壓政に對して抵抗し、もつて、彼等の社會・經濟生活を自分等の意志に從い、新しき秩序の下に營まんとする欲求となつて現れることによつて、各村落民達は、自己の安全を自ら保つことを餘儀なくせられ、それは、極めて自然に、一定の地域を劃して、自己防衛地域をつくり、いわば自治的共同生活體としての村落の形成を強く打ち出した。（註二）かかる場合、村落は小地域に成立し、村民相互の共同を通じ、自治的傾向を強め、共同利益の防衛と維持を計るという方向が取られたと共に、村落間の結合を生み、村落相互間の團體的行動を可能ならしめ、共同して同一の利害を處置せんとする、地域的結合が行はれた。（註三）このような中世末の村落は、多くの政治的、社會的、および經濟的變革